

# 福岡県公報

令和六年五月十四日  
第四百九十五号  
増刊  
①

## 目次

### 再掲

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
(企業局管理課) ……………一

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和六年五月一日

福岡県企業管理者 野田 和孝

### 福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二を次のように改める。

(防疫等作業手当)

第九条の二 防疫等作業手当の支給については、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十五号)第三条第二項に定める作業に従事したときとし、その手当の額は県職員の例によるものとする。附則に次の一項を加える。

(令和六年能登半島地震に係る危険業務手当の特例)

12 職員が、令和六年能登半島地震に係る災害に対処するため、当該災害の生じた地域に派遣され、現地での業務に従事した場合には、第八条第一項第十号の規定にかかわらず、危険業務手当を、福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(昭和二十九年人事委員会規則第一号)の付則第三項の規定に準じて、県職員の災害応急手当の特例支給の例により支給するものとする。

### 附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の規定は、令和六年一月十五日から適用する。